

令和元年第 1 2 回農業委員会総会議事録

1 開 会 日 時 令和元年 1 2 月 2 5 日 (水) 午後 3 時 0 0 分

2 閉 会 日 時 令和元年 1 2 月 2 5 日 (水) 午後 3 時 4 5 分

3 場 所 小国町役場 3 階 庁議室

4 出席した委員	1 番 大 谷 健 人	5 番 安 部 茂
	2 番 小 嶋 剛	6 番 伊 藤 実 千 昌
	3 番 舟 山 秋 子	7 番 横 山 信 一
	4 番 川 崎 吉 巳	

5 出席した職員

事務局 長	井 上 伊 勢 男
事務局 次 長	渡 邊 久 光
農地調整係 長	蛭 谷 マ キ 子
書 記	舟 山 健 太

6 付 議 案 件

議第 2 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について
(所有権移転)

議第 2 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について
(使用賃貸借権設定)

議第 2 7 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について
(賃貸借権設定)

議第 2 8 号 非農地証明願に対する決定について

そ の 他 農地法第 3 条第 1 項の許可を要しない権利取得の届出の受理について

議 長 本日の出席委員は7名です。全員出席しておりますので本日の会議は成立いたします。ただいまから令和元年第12回小国町農業委員会総会を開催いたします。

議 長 日程は配布のとおりでございます。会期は、本日1日限りとしたいと思います
が異議ございませんか。

(異議無しの声)

議 長 異議無いようでございますので、会期は本日1日限りといたします。それでは
日程に従い進めさせていただきます。

議 長 本日の議事録署名委員は、1番委員、6番委員の両名をお願いいたします。

議 長 それでは、議第25号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定
について」を上程します。議第25号について事務局に説明を求めます。

事 務 局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので番号1及び番号2について調査委員
から報告をお願いいたします。

1番委員 議第25号番号1及び番号2を12月22日に調査して参りました。22日
に譲受人の■■■さん立ち会いのもと、農地を調査して参りました。また、
譲渡人の■■■さん、■■■さんは遠方の為、電話で確認しました。■■■さん
は■■■さんの姉ということで、病気の為■■■さんがどちらの土地もまとめ
て話を進めるということでお話を聞いて参りました。数年前まで母親が小渡に
住んでいまして、今は家もなく農地を残すとなると、今までは小渡の方が耕作し
ていたのですけども、賦課金だの土地改良区のお金などもあり、自分の子供達も
神奈川の方に住んでいるもので、そういうものを子供の世代に残したくないと
いうことで何とか買ってもらえないかということで■■■さんのほうに話をし
たそうです。■■■さんも小渡に住んでいまして、農地も近くであり現状通りの
耕作を続けるということで、この件に関して問題ないという判断をして参りま
した。以上です。

議長 質問がありましたら発言をお願いいたします。ございませんか。
無いようでございますので、質疑を終結いたします。採決いたします。議第25号番号1及び番号2について申請どおり許可することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 異議無いようでございますので議第25号番号1及び番号2について申請どおり許可することにいたします。
次に番号3について調査委員に調査を依頼しておりますので調査委員から報告をお願いします。

4番議員 議第25号番号3について調査して参りましたので報告します。12月21日、現地で■■■さんに立ち会っていただき確認をして参りました。■■■さんは現在神奈川県に住んでおりまして電話で確認をしております。
この土地については■■■さんが7、8年前から転作で牧草地、採草地としてずっと借りている土地です。■■■さんの弟さんも数年前に亡くなって、叶水にある自宅も解体しています。今回兵庫館にある土地も売却したということで、こちらの方に来る機会もあまり無くなるということで、■■■さんの方から■■■さんに譲りたいということで話が合ったそうです。この土地については、■■■さんがずっと使用している土地でもありますし、周りに水路関係等も独立したような土地でもありますし、調査して見てきた結果、問題はないのでは、■■■さんに移譲しても問題はないのではないかとということで、これからも継続して■■■さんは採草地として使っていきたいという話でありました、以上ご報告いたします。

議長 質問がありましたら発言をお願いします。
無いようでございますので質疑を終結いたします。採決いたします。議第25号番号3について申請どおり許可することにご異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 異議無いようでございますので議第25号番号3について申請どおり許可することにいたします。

議長 次に、議第26号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を上程します。議第26号について事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

議長 調査委員に調査を依頼しておりますので調査委員から報告をお願いいたします。

6 番委員 この度の調査依頼のあった使用貸貸借権許可申請につきまして、12月19日に貸人の■■■氏と借人の■■■君の話を聞いてきました。この度の申請人は親子関係にありまして、現在会社勤めをしている借人の■■■君は令和2年から会社を辞めて農業の担い手として新規就農するそうです。父親の■■■氏も後押ししながら今後は経営を任せていくということです。地域の農家もそのことは大変歓迎しておりまして、農地も少しずつ集まり始めているような状況でした。この使用貸貸借権許可申請については問題無いものということで報告いたします。以上です。

議長 質問がありましたら発言をお願いします。ございませんか。
無いようでございますので質疑を終結いたします。直ちに採決いたします。議第26号について申請どおり許可することにご異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 異議無いようでございますので議第26号について申請どおり許可することといたします。

議長 次に議第27号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を上程します。議第27号について事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

議長 調査委員に調査を依頼しておりますので調査委員から報告をお願いいたします。

6 番議員 依頼がありました賃貸借権の申請につきまして、12月19日に貸人の■■■氏の自宅を訪ねて確認してきました。■■■氏は■■■君が新たに就農することを知って、今年親の■■■氏に貸していた農地も含め、全部の農地を■■■君に任せることに話し合いをしたそうです。申請内容につきましても問題ありませんでしたのでご報告いたします。同じく、賃貸借権の申請であります12月19日に貸人の■■■氏に、時間が合わず電話で聞き取りを行いました。■■■さんも高齢になりまして耕作を辞めようと思っていたところ、■■■君の就農の話を聞き、申請にいたったそうです。申請の記載内容につきましても、確認したところ間違いありませんということでありました。同じく賃貸借権の申請について12月20日に借人の■■■氏を訪ね、自宅で話を聞いてきました。申請の農地は数年前から刈り取り作業を■■■くんの親の■■■氏にお願いしていたが所有機械の老朽化で耕作をあきらめ■■■君に耕作を委託することになったそうです。記載内容については申請通り間違いないということを確認しました。同じく調査依頼のあった賃貸借件の許可申請について、12月20日に貸人の■■■氏の自宅を訪ねて話を聞いてきました。■■■氏は、今年体調を壊し農地の作付けはしておらず、自己保全状態となっております。退院を機会に■■■君に耕作をお願いすることになったようです。記載内容等にも間違いはないというようにいっておることを確認してまいりました。同じく賃貸借権の許可申請について12月19日に貸人の■■■氏の自宅を訪ねて、話を聞いてきました。申請農地は今年まで小渡の■■■さんが耕作を行ってきた農地でありましたが、今年で貸し借りの契約が切れることに合わせまして、■■■氏の地元に近い■■■君に■■■氏から貸し借りの契約変更の話があり、本件の申請に至ったそうでございます。以上、計5件の賃貸借県の許可申請につきましては、農地法第3条の2項、1から7のいずれにも該当していなかったことを報告します。以上です。

議長 質問がありましたら発言をお願いします。ございませんか。
無いようでございますので、質疑を終結いたします。採決いたします。議第27号番号1から番号5について申請どおり許可することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 異議無いようでございますので議第27号番号1から番号5について申請どおり許可することといたします。

議 長 次に議第28号「非農地証明願に対する決定について」を上程します。
事務局に説明を求めます。

事 務 局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので番号1について調査委員から
報告をお願いいたします。

5 番 委 員 番号1について、12月19日に申請者の■■■さん同行をもとに伊藤委員、金進委員と私の三名で現地を見ながら話を聞いてきました。舟渡のバス停がありますけどもバス停から50m位行くと右側に入る道路がありますけども、その道路を入って行って川側の方に行ったところですよ。部落の外れになります。■■■さんに聞いたところ牛の飼料用畑として使用していたけれども、昭和60年ころに辞めたのでそのまま採草畑というか、耕すことや畑にしようとするのができなかったようです。土地に石が多かったり、土が悪かったり、畑にできないということで、そのまま何も交錯していなかったそうです。ただ、部落のずれとは言いながらあまり草をそのままにするのもということで、■■■さんの方で、年に1、2回草刈りはしながら土地の管理はしていたみたいです。ただ、畑に戻すのは難しいだろうという感じです。現在原野化はしていませんけども、草を刈っているだけなので、自然のワラビとか草地になっている状態です。その周りの所も道路と水路に挟まれたようなところでして、本人も今後は耕作をする意思がないということで非農地としても周りの影響もないのではないかと、20年以上もう耕作していないため今更畑に戻すのは難しいということと、■■■さんの自宅からは離れている場所なので、そういった面もあって耕作は今後しないということですので、我々3人としてはこれをわざわざ畑に戻してまで交錯しなくても、非農地としても問題はないと判断してまいりました。

議 長 質問がありましたら発言をお願いいたします。特にございませんか。
無いようでございますので、質疑を終結いたします。採決いたします。議第28号番号1について申請どおり非農地と決定することに意義無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので議第28号番号1について申請どおり非農地と決定することといたします。

次に、番号2について調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いいたします。

5 番議員 23日に■■■さんの夫であります■■■さん同行のもとに、伊藤委員、井上推進委員と私の三名で調査をしてまいりました。舟渡と尻無沢のちょうど境目というか、その辺りの所になるかと思えますけども、舟渡を外れて尻無沢に入る左側に畜舎が2棟立っていますけどもその部分です。■■■さんに聞きましたところ、昭和56年にあの辺りを農業構造改善事業により基盤整備を行っていますけども、その時に田の一部を農業施設用地としていこうと畜舎をたてた、その時に地目変更をしていればよかったのでしょうか、それがされていなくて、いまだに農地のままだと、それがここにありますが田と畑になっているのだそうです。その後、畜舎の建物そのものは、今は■■■が解散となって、個人に建物そのものが売り渡されています。建物を買った買主から■■■さんは毎年使用料としてお金をもらっていたそうです。今回、毎回賃借料を払うのであれば買いたい、という話になって売買手続きをしていくときに、今のような状態になったということです。現地を見ますと、もう昭和56年ころから畜舎が建っていますし、地目が田と畑になっておりますけども田の部分には全部畜舎が建っています。現地を見ると、畑の部分が一部畑として残っています。ただ、■■■さんに聞くと、分筆が図面と現状であっていない、建物の中も半分くらい畑の部分が残っている状態なため、畑の部分も今回非農地にしたいとのこと。ただそうすると、今度は分筆をしなくてはならない、分筆して残ったわずかな畑の部分を登記し直さなければなりませんとなりますが、買主の人が、その部分も買い取って、施設を増設したいという希望を持っているみたいです。牧草を丸めたものの置き場所などに利用したいので、その部分も一緒に購入したいという話のようです。買主のひとは今現在も畜舎として利用されていますし、今後も畜舎のまま利用していく、将来的には増設も考えているということで、56年に建てられた畜舎そのものは現在も使われている状態ですし、一部ある畑部分も今後は利用したいということで、■■■さんの方も、非農地にして一括で処理したいということでしたので、我々三人としては非農地とするのは問題ないのではないか、という結論に達しました。以上です。

議 長 質問がありましたらご発言をお願いします。ございませんか。

3 番委員 畜舎を建てる時には、転用申請ということで5条許可が出ていたはずですが、畜舎の建っている部分に関して、転用ではなく非農地扱いとするのですか。

事務局次長 昭和56年の事業の時に、5条申請をいただいて許可が下りています。そうしますと、2回許可する形になります。ただその書類が残っていないということで、どうしたらいいかと上部機関に確認したところ、非農地扱いとするしかないでしょう、ということでもありますので、ご理解のほどよろしくをお願いします。

議 長 その他ございませんか。

無いようでございますので、質疑を終結いたします。採決いたします。議第28号番号2について申請どおり非農地と決定することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので、議第28号番号2について申請どおり非農地と決定することといたします。

議 長 その他「農地法第3条第1項の許可を要しない権利取得の届出の受理につて」を上程します。事務局に報告を求めます。

事務局 (報告)

議 長 本日の議案は以上でございます。以上をもちまして第12回小国町農業委員会総会の全日程を終了いたします。大変ご苦勞様でした。

(午後3時45分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

令和2年12月25日

議 長

署名委員

署名委員